

## 札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 6 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び月寒公園パークライフコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した月寒公園及び吉田川公園（以下「月寒公園等」という。）の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第 37 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 原協定書第 18 条に、次の 1 項を加えるとともに、原協定書第 18 条第 3 項から第 5 項を 1 項ずつ繰り下げる。

3 乙は、第 1 項の管理費用とは別に、別記 3 「賃金水準スライド条項」に基づき算定した下記の費用について、第 2 項に定める支払金額に加算して請求するものとする。

| 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| —       | 502 千円  | 502 千円  | 502 千円  | 502 千円   |

第 2 条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 8 年 2 月 27 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 16

月寒公園パークライフコンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化  
理事長 前田 明寿

